

西区役所子育て支援関係窓口等業務嘱託職員要綱

制 定 平成 2 5 年 1 月 1 日

一部改正 平成 2 8 年 4 月 1 日

1 目的

この要綱は「大阪市嘱託職員要綱」に基づき任用される西区役所子育て支援関係窓口等業務嘱託職員（以下「嘱託職員」という）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容について

嘱託職員は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 子育て支援に関する窓口業務

- ・ 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、保育所入所等
子育て支援に関する受付業務
- ・ その他、子育て支援に関する窓口業務

(2) その他、子育て支援・地域福祉に関する業務

- ・ 上記業務にかかる付随する業務等

3 勤務時間等について

(1) 嘱託職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

「勤務日数及び勤務時間」

1 日 7 時間 3 0 分勤務 週 4 日

または、1 日 6 時間勤務 週 5 日

「休日」

(a) 日曜日及び土曜日

(b) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日。

(c) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く）。

(2) 西区役所子育て支援担当課長は、前項の規定にかかわらず、業務の性質その他の事由により同項の規定により難しいときは、休日を別に定めることができる。

(3) 西区役所子育て支援担当課長は、前 2 項の規定にかかわらず、職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。

(4) 前項の規定により休日を他の日に振り替える場合には、あらかじめ、当該休日の前日から当該休日の 6 日前まで及び当該休日の翌日から当該休日の 6 日後までの期間にある日を振り替えるべき休日として指定する

ものとする。

ただし、やむを得ない事情により当該期間内に指定することができないときは、当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の 21 日後までの期間にある日を、振り替えるべき休日として指定することができる。

4 報酬について

嘱託職員の報酬は月額 168,000 円とする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。